

法人会ニュース



福岡中部法人会
ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ 年末調整説明会のご案内（オンラインセミナー）
- ◆ 年末調整説明会のご案内
- ◆ 税を考える週間協賛行事のご案内
- ◆ インターネットセミナー9月番組表
- ◆ （第12支部）體がよろこぶ家庭料理実践セミナー

●本部等の行事

月	日	曜	内容
10	8	(木)	全国大会（茨城大会） 14:00～16:30 於：水戸市民会館
10	14	(水)	花いっぱい運動 14:30～16:00 於：舞鶴地区
10	27	(火)	年末調整説明会 14:00～16:30 於：福岡ガーデンパレス
10	28	(水)	正副会長会 15:00～15:50 於： //
10	28	(水)	理事会 16:00～17:00 於： //

●支部の行事

月	日	曜	内容
10	7	(水)	（第13支部） 草の根租税講座 10:00～12:00 於：弥永公民館
10	22	(木)	（第1・2支部） 会員交流会 18:30～20:30 於：魚食普及促進施設「うおざ」
10	27	(火)	（第12支部） 秋のゴルフ交流会 9:06～ 於：大博多カントリー倶楽部
10	28	(水)	（第6支部） 100人のつどい 18:30～20:30 於：ヒルトップリゾート福岡

●青年部会の行事

月	日	曜	内容
10	3	(土)	交流 BBQ 18:00～21:00 於：ロピア 博多駅店
10	7	(水)	役員会 17:00～18:00 於：事務局会議室

●女性部会の行事

月	日	曜	内容
10			

役員報酬税制(3) ～事前確定届出給与(2)～

税 理 士 堤 一 博

前回は、説明を簡素化するため『金銭報酬』を前提にした役員報酬を説明しましたが、10月号・11月号の2回に分けて、株式等交付にかかる事前確定届出給与と業績連動給与について説明します。

●事前確定届出給与（株式等報酬）

平成29年度税制改正により金銭だけでなく株式等による支給の損金算入要件が明確化されました。おさらいになりますが、「事前届出給与」とは所定の事期に確定した額の金銭や株式等を交付する旨の定めに従って支給される役員給与をいいます。法令からは「事前確定届出給与」とは、その役員の職務につき所定の時期に、**確定した額の金銭**または**確定した数の株式**（出資を含みます。以下同じです。）もしくは**新株予約権**もしくは**確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式**もしくは**特定新株予約権**を交付する旨の定め（以下「事前確定届出給与に関する定め」といいます。）に基づいて支給される給与で、「定期同額給与」及び「業績連動給与」のいずれにも該当しないもの（承継譲渡制限付株式または承継新株予約権による給与を含み、次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める要件を満たすものに限ります。）をいうとなっています（法人税法第34条第1項第2号、法人税法施行令第69条第3項・第4～5項、法人税基本通達9-2-15の2）。

この中で、株式等報酬となるのは、**確定した数の株式**（出資を含みます。以下同じです。）もしくは**新株予約権**もしくは**確定した額の金銭債権に係る特定譲渡制限付株式**もしくは**特定新株予約権**です。

株式を交付する場合は、その株式が市場価格のある株式又は市場価格のある株式と交換される株式で、この株式は当該法人又は関係法人が発行したもの（以下「適格株式」といいます。）であることが要件となっています（法人税法第34条第1項第2号ロ）。

新株予約権を交付する場合は、その新株予約権株式がその行使により市場価格のある株式が交付される新株予約権で、この新株予約権は当該法人又は関係法人が発行したもの（以下「適格新株予約権」といいます。）であることが要件となっています（法人税法第34条第1項第2号ハ）。

このほかに、確定した額の金銭債権に係る**特定譲渡制限付株式**もしくは**特定新株予約権**も対象となります。

ここでいう「**特定譲渡制限付株式**」とは、法人が個人（役員又は従業員）から役務の提供を受ける場合において、その役務提供に係る費用の額につき**譲渡制限付株式**であってその役務の提供の対価としてその個人に生じる債権の給付と引き換えにその個人に交付されるもの及び実質的にその役務提供の対価と認められるものをいいます（法人税法第54条）。つまり、法人がその役員又は従業員に対する確定した報酬債権を一旦付与し、その役員又は従業員からその報酬債権の現物出資を受ける

のと引き換えにその役員又は従業員に対して一定期間の譲渡制限等が付された株式を交付するという流れです。いわゆる『**リストラクテッド・ストック (RS) による給与**』と言われます。この給与に係る所得税の取り扱いは、その特定譲渡制限期間中はその株式の処分ができないことから、当該特定譲渡制限付株式にかかる総収入金額等に算入すべき経済的な利益の価額は、譲渡制限が解除された日（売却可能日）における時価とし、課税時期も当該株式の交付を受けた日ではなく同じく制限解除の日とされているため、法人税もそれに対応して、その給与等課税額が確定した日において役務提供を受けたものとして法人税法を適用するとしています。ここで注意が必要なことが、法人税法第54条の規定が「譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例」とされていながら、これは損金算入規定ではなく、特に役員の場合には役員給与の損金不算入制度（法人税法第34条）等の各制度の規定により別途判断されることとなります。役員に対する株式報酬制度の導入に当たっては、特に慎重に制度設計を行って、事前に法務・税務・会計の問題点を検討しておくことが必要で、これには、相当の時間と労力を要します。このあたりの複雑さが、中小企業における株式報酬制度の導入を阻むハードルとなっている側面は否めないと思います。

確定した額の金銭債権に係る特定新株予約権の場合は、新株予約権を金銭の振込みに代えて役務の提供による報酬請求権で相殺するという法律構成が認められています。

税務的には、所得税法上、新株予約権の課税は、原則として、権利行使時の時価から払込金額（取得価格）との差額について給与課税されます（所得税法第36条、所得税法施行令第84条）が、『税制適格ストックオプション』に該当するものについては、権利行使時点では課税は免除され、株式を実際に譲渡するまで課税が繰り延べされるため、新株予約権の付与時や権利行使時ではなく、権利行使により取得した株式を譲渡した時点で課税されることになります（租税特別措置法第29条の2）。

法人が、個人（役員又は従業員）から役務の提供を受ける場合において、その役務の提供に係る費用の額につき譲渡制限付新株予約権であって、一定の要件に該当する特定新株予約権が交付されたときは、その個人（役員又は従業員）においてその役務の提供につき所得税法その他所得税に関する法令の規定によりその個人（役員又は従業員）の給与所得等の所得の金額に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を生ずべき事由（「給与等課税事由」）が生じた日においてその役務の提供を受けたものとして、法人税法の規定を適用することとされています（法人税法第54条の2第1項）。

法人税法第54条の2「新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等」についても、上述の第54条同様、損金算入規定ではなく、特に役員の場合には役員給与の損金不算入制度（法人税法第34条）等の各制度の規定により別途判断することとなります。

前号でも説明しましたが、事前確定届出給与は、届出の内容と異なる支給日や支給額に場合には、税務上、損金不算入とされることになります。事前確定届出給与に関しては、届出書の提出期限が問題となることが多いため、提出期限には十分ご注意ください。なお前号の法人会ニュースをご覧になりたい方は、法人会ホームページに掲載があります。

次号は、業績連動給与について解説します。



企業の皆様の経営をインターネットを通じてサポートします。

インターネット・セミナー

福岡中部法人会の
ホームページより
ご覧いただけます
無 料

インターネット・セミナーは、インターネットでセミナー映像を視聴することにより、
様々な経営情報が取得できるサービスです。



いつでも

24時間いつでも
受講できます！



どこでも

会社・自宅・出先
どこでもOK！



好きなだけ

気になるセミナーを
自由に選べる！

映像と音声による本格的なセミナー！ さまざまな情報が満載！

● 使いやすいサイトデザイン ● 高画質「ハイビジョン」サイズ！ ● PC・Mac・Android・iPhone 対応

※法人会会員の方は、無料で受講できます。

インターネット・セミナーを受講するためのID・パスワードがご不明な場合、
事務局まで、メールでお問い合わせください。

(問い合わせ先メールアドレス) info@chubuhoujinkai.jp

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時 間	主 催	行 事	会 場
2026	10	27(火)	14:00～15:30	本 部	年末調整等説明会	福岡ガーデンパレス
		28(水)	15:00～15:50	本 部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		28(水)	16:00～17:00	〃	理事会	〃
	11	4(水)	14:00～15:30	〃	年末調整等説明会 (チラシは10月号に封入)	OHASHI HILL 6F
		12(木)	14:00～15:30	〃	福岡地区五法人会共催講演会 (チラシは9月号に封入済)	ソラリア西鉄ホテル福岡
		12(木)	15:40～16:30	〃	税を考える週間協賛行事 (チラシは10月号に封入)	〃
		19(木)	14:00～15:30	〃	年末調整等説明会 オンラインセミナー (チラシは10月号に封入)	
	12					

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)